

監 査 報 告 書

学校法人旭星学園寄附行為第15条第1項の規定により令和6年5月16日、学校法人旭星学園会議室に於いて、令和5年度の事業及び収入支出状況の監査を実施したところ、事業及び経常会計・関係書類のいずれも適正に執行され、当法人の財産及び収支の状況を適正に示しているものと認めます。

よって、この事を連署してここに報告します。

令和6年 5月16日

学校法人 旭星学園 監事

田澤清一



学校法人 旭星学園 監事

嘉見隆好



学校法人 旭星学園

理事長 岸谷義人様